

グループホームはなきりん 運営規程

障がい福祉サービス
外部サービス利用型共同生活援助

社会福祉法人北叡会
江別市ゆめみ野東町1番地5

指定共同生活援助事業所 グループホームはなきりん運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人北叡会（以下「事業者」という）が開設するグループホームはなきりん（以下「事業所」という）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）に基づく指定共同生活援助の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、事業所の従業者が行う個別支援計画の作成、相談その他の日常生活上の援助（以下「基本サービス」という）及び個別支援計画に基づき受託居宅介護サービス事業者が行う入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という）を適切かつ効果的に行うものとします。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 グループホームはなきりん
- (2) 所在地 北海道江別市文京台36番地1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所及び従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の総括管理を一元的に行います。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、障がい特性や利用者の生活実態に応じ、共同生活援助計画の作成・評価及び支援、受託居宅介護サービスに係る必要な管理を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行います。

(3) 世話人 3名以上

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行うものとします。

(4) 夜間支援従事者 3名以上

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯に日常生活上の支援、相談を行うものとします。

2 職員の定数は、配置基準を下回らない員数を置き、前項に定めるもののほか必要に応じた増員を図り、またはその他の職員を置きます。

第5条 (受託居宅介護サービス事業者)

受託居宅介護サービスの提供に係る業務については、次の受託居宅介護サービス事業者(指定居宅介護事業者)に居宅する。

受託居宅介護 サービス 事業者	事業者名称	社会福祉法人 北叡会		
	所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5		
	事業所名称	ヘルパーステーション 結の譚	事業所番号	0111001012
	所在地	江別市ゆめみ野東町1番地1		

第3章 入居定員及びサービス内容

第6条 (入居定員)

事業所の入居者の定員は、9名とします。

共同生活住居1 しずく：4名

共同生活住居2 ひかり：5名

2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守します。

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができます。

第7条 (指定共同生活援助の内容)

基本サービス及び受託居宅介護サービスを一体的に提供することにより、利用者に対し、共同生活を営む住居において日常生活における相談支援、入浴、排せつ又は食事の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、余暇活動の支援等必要な介護、支援を行うものとします。

(1) 食事の提供

(2) 利用者に対する相談

- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 日中活動の場等との連絡・調整
- (6) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (7) 受託居宅介護事業者に対する必要な指示
- (8) 夜間における支援
- (9) 緊急時の対応
- (10) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供

第4章 利用料金

第8条 (利用者から受領する費用の額)

指定共同生活援助を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとします。

- 2 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める額の支払いを受けるものとします。
- 3 指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができるものとします。この場合の利用料金については次に定めます。

- | | | | |
|---------------|------|---------|----------------------------|
| (1) 家賃 | 月額 | 25,000円 | (家賃補助 10,000円あり) |
| (2) 管理・共益費 | 月額 | 15,000円 | (建物全体の設備管理・修繕費、共用部の水道光熱費等) |
| (3) 食事代 | 朝食 | 330円 | ・昼食 500円 |
| | | | ・夕食 500円 |
| (4) 水道代 | 月額 | 2,500円 | |
| (5) 電気・ガス・灯油代 | | | 実費 |
| (6) 金銭管理費 | 月額 | 1,000円 | |
| (7) 洗濯機使用料 | 1回 | 200円 | |
| (8) 日用品費 | | | 実費 |
| (9) 外出同行サポート | 30分毎 | 1,000円 | |

※家賃を含め各費用は後払いとし、翌月に実費を徴収するものとします。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとします。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとします。

第9条 (利用者負担額等に係る管理)

事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く)の額から、法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又

は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という）を算定するものとします。

- 2 前項の場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者に通知するものとします。

第5章 留意事項及び禁止行為

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

管理者等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう説明を行います。

- (1) 体調が優れない時は、速やかに申し出ること。
- (2) 共有の施設・設備を利用の際は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため、事業所に協力すること。

第11条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけないこととします。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。（館内及び敷地内は禁煙となります）
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

第12条（従業者の服務規程）

従業者は、総合支援法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第13条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

- 2 感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備と、定期的な研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第14条（従業者の質の確保）

事業者は、従業員の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、次のとおり研修の機会を確保します。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 職務に応じた研修 随時

第 15 条（従業員の健康管理）

従業員は、事業者が行う年 1 回の健康診断を受診します。

第 16 条（個人情報の保護）

事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 3 事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとします。

第 17 条（虐待防止のための措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

第 7 章 緊急時、非常時の対応

第 18 条（緊急時の対応）

指定共同生活援助の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとします。

第 19 条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべから

ざる事由による場合はこの限りではありません。

3 事故発生の防止のための指針に基づき、安全管理の徹底を行い、事業所内職員研修を実施することとします。

第20条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては利用者の安全を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成します。

3 事業者は、従業者及び利用者等に対し防災計画等の周知徹底を図るため、年1回以上の非難訓練、年2回以上の防火教育及び基本訓練を実施します。

第8章 その他

第21条（身体拘束等）

事業者は、原則として利用者に対する身体的拘束を廃止します。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとします。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとします。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第22条（苦情処理）

提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情受け付けの窓口を設置します。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、若しくは指定共同生活援助事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じます。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告、若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じます。また、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告、若しくは帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、若しくは指定共同生活援助事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じます。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに、できる限り協力するものとします。

第23条（記録の整備）

事業者は、従業者・設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとします。
 - (1) 共同生活援助計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第24条（地域との連携）

事業所の運営に当たり、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第25条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情処理体制、個人情報保護指針その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第26条（協力医療機関等）

事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めます。

第27条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

- 附則
- この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
 - この規程は、平成28年 8月1日に一部変更する。
 - この規程は、平成29年 3月1日に一部変更する。
 - この規程は、平成29年11月1日に一部変更する。

この規程は、令和 2年 8月 1日に一部変更する。

この規程は、令和 3年 4月 1日に一部変更する。

この規程は、令和 4年 1月 1日に一部変更する。

この規程は、令和 5年 7月 1日に一部変更する。